

令史弘に關する文書

森

鹿

三

る文書を搜集し、次次に連鎖をたどつて、令史弘に關係ある同時代の簡に及んでゆくこととする。

令史弘の名の見える文書は、勞榦氏の「居延漢簡考釋」における分類でいへば、封檢類に最も多く見出される。その例を示すと左の如くである。

- (1) 五月丙□令史弘封 二三頁 二三・六¹⁾
- (2) 令史弘受 二三頁 二三・四五
- (3) 二月丁卯令史弘封 二三頁 二三・三五
- (4) □候官二事一封 八月乙丑令史弘封 二三頁 二六・六
- (5) 候史徐輔遷補城倉令史即日遣之官移城倉●一事一封 十月
二月庚子(令カ)全史弘□ 二四頁 二四・四
- (6) 十月癸酉令史弘封 二四頁 二六・三
- (7) 書三封 其一封呂憲印 一封王忠國 一封李勝 十月癸

已令史弘發 一六頁一八〇・三六〇・三六三

(8) 八月候長日迹課言府 二事集封 十月癸巳令史弘封 一六

頁一六・一六

(9) 居延尉丞 其一封居延倉長 一封王憲印 十二月丁酉令

史弘發 一六頁一六六・四三

以上は勞氏の釋文の順序に従って、令史弘の名の見える封檢すなわち文書の表簡（今でいえば封筒に當る）を列舉したのである。令史というのは、候官の書記であって、候官における文書の作製（従って文末に署名する）や發送（従って封檢に必要事項をかく）、上級官廳の都尉府・太守府、下級官廳の候廳よりの文書の受理を司った（従ってその受領書をかいた、簡(2)の受が正讀であればそれに當る）。候官には後に述べるように、令史のほかには尉史と稱する下級書記がいた。因みに、都尉府・太守府の書記には掾・屬・卒史・書佐があり、候には候史がいた。それに對して中間の候官に令史・尉史の二階級の書記がいたわけであるが、居延簡の中には城令史・倉令史などの例もあって、候官以外の機關にも令史と稱する書記がいたようで、令史は必ずしも候官令史とは限らない。従って令史弘も、候官令史であ

るかどうか、さきに掲げた簡だけではきめられない。

そのことは、さらに令史弘に關係ある文書を搜集するにつれて明らかにされるであろうから、それに先だって、この名前だけで姓氏のわからない令史の苗字をたずねることにしよう。幸にして居延簡に

(10) 令史范弘 今調主官 四六頁一八五・二六〇・三六三

(11) 以牒辟 官久故令史范弘 三六頁二七・三三

という二簡があるので、前掲九例の無姓の令史弘も、范氏であろうことが推知される。もっとも令史であって名を弘といい、しかも、范以外の姓をもつ人が、全然なかつたとはいひきれないが、居延出土の一萬點の漢簡からは、その例が見出されないから、令史弘が范氏であつたことは、ますます動かし難い所であろう。さて簡(10)の後半に「今調主官」□とあって、范弘が令史から主官□と稱する他の官職に轉じたことが知られる。主官□が如何なる官職か不明であるが、

右一人主官令 四六頁二七・三三

なる簡があるのから想像を逞しくすれば、主官令史ではなかつたかと思う。それにしても、この官職の詳しいことは

知り難い。候官令史の場合では、同じ候官中に數名の令史がいたから、主官令史とはその中の主任の令史を、そのように稱したのかも知れない(次節の簡(4)参照)。ともかく范弘は、漢代の居延において、一書記官として勤務していたことが知られるが、さらに

(2)脩行紀山里公乘范弘年廿一 今除爲甲渠尉史代王輔 四六

頁 三五・三

によつて、彼の本籍や令史となる前の履歷などが明らかになる。脩行は縣名、紀山は里名、公乘は爵である。脩行という縣名は

(里)
脩行實星公乘霍利親 四九頁 一七四・五

にも見えるが、「漢書」地理志、「續漢書」郡國志にはその名が見えない。ただ「漢書」地理志の信都國の條に脩という縣(後漢では勃海郡に改屬さる、今の河北景縣)があるが、もしそれだとすると、里名が行紀山ということになり、他に例のない三字名の里を認めねばならぬ不都合が生ずる。現在居延簡によつて知りうる下級文官の出身地はすべて張掖郡内にあるから、これも信都國のような内地とみるより

る。強いて張掖郡内の縣で字形の似たものを求めれば、脩行は鑠得の誤釋といえなくもない。

せっかく范弘の本籍を記した簡が見出されていながら、はつきりとその場所が確認できないことは残念であるが、今の所は張掖郡の出身ということにして次に移らう。公乘は前述の如く爵の名であるが、詳しくいうと、公士に始まつて徹侯に至る漢代の二十等爵の中、下から數えて八番目の爵である。「漢書」百官公卿表の顔師古の注によると、公家の車に乗ることができから、この名があるという。ともかく范弘は年廿一歳にして、公乘の爵を賜わっていたことが知られる。そしてこの時に甲渠尉史の官に任ぜられた。尉史は令史より下級の書記であるから、范弘は令史となる以前に、甲渠候官の尉史であつたわけである。彼が尉史であつた頃の文書としては

(3)書到拘校處實牒別言遣尉史弘賈 七頁 三七・六

があげられる。なお范弘の前任者である甲渠尉史王輔については、詳しいことはわからないが、

出錢百廿一賦尉史輔 三〇頁 一七三・五

の尉史輔はこの王輔であらうかと思う。

二

さて王輔に代って甲渠尉史に任ぜられた范弘は、何年かたって令史に昇級したのであるが、次に掲げる簡によって、彼が同じく甲渠候官の令史になっていたことが知られる。

④出錢六千四百 其千二百□□^(月カ)隊長徐遷十月十一日廩 □

□第十一候長鄭彊十月十一日廩^(月カ) 十二月丙申令史弘取付

令史彊 六四頁 三三・一一一〇三・二

この簡は某際の長・徐遷の十月および十一月の俸給、第十一候の長・鄭彊の十月および十一月の俸給など合して六千四百錢を支出し、令史弘がそれを受取って令史彊に渡したことを記したものである。ところで居延出土の簡には、この第十一候のように、序數を以て候の名稱としたものが少からず発見されており、さらに候に所屬する派出見張所である際にも、序數を以てその名稱とするものが頻出する。われわれの共同研究では、これらの數字を以て名づける候際を精密に調査した結果、これらはすべて甲渠候官に所屬する候・際であること、序數名の際は第一より第三十八におよび、ほぼ南より北に向って配置されていたこと、さら

に第四際より第九際に至る六際は第四候に、第十際より第十六際までの七際は第十候に、第十七際より第二十二際までの六際は第十七候に、第二十三際より北への若干際は第二十三候に屬していたこと、また第四・十・十七・二十三候は、それぞれ第四・十・十七・二十三際と同じ場所に置かれていたことなどが明らかにされた。そこで本簡の第十一候が甲渠候官所屬の候であることは異論のない所であるが、第十一候という數字には、われわれは疑いをもっている。武斷ではあるが、一は七の誤か、さもなくば衍字であろうと考えている。というのは、第十候が十二例、第十七候が六例であるのに對して、第十一候は、ここに問題にしている簡が唯一の例だからである。因みに、これ以外に十代の數字を候名とするものは一例も見出しえない。それはともかくとして明らかに甲渠候官に屬する候の長である鄭彊の俸給を令史弘が取扱っているこの簡から、范弘が甲渠候官の令史であったことを知りうるのである。ついでに鄭彊の名の見える簡を附記しておこう。

第十八際長鄭彊^(從カ)從補郭西門亭長移居延 ● 一事一封 六月

戊辰尉史燾 二四二頁 三三・二五

檄二封書二封 檄二其一一封居延都尉章一封鄭彊印 書二

封居延丞印 一三四頁 二六・二三

前簡によって、鄭彊が甲渠第十一候長となるまでに、第十八隊長（甲渠候官第十七候所屬）や郭西門亭長を歴任したことが知られる。郭西門亭は恐らく居延城の西門の亭であろう。もしそうであれば後簡に見えるように、居延都尉や居延丞の文書とともに、彼の封印した文書が同じ書囊に収められたことが理解しうる。

簡⑭の末尾にみえる令史彊は、その姓を明らかにしえないが、これもかつては尉史であったようで、令史弘と共同署名している二例が発見されている。即ち

(15) 令史弘尉史彊（面）言所部三隊廩卒常調責實（背） 四六頁

一六・三五

(16) 令史弘尉史彊 五頁 三六・三

がそれである。三隊廩も甲渠候官所屬の隊であるから、これらの簡も范弘が甲渠候官令史であった時代のものと考えられる。弘・彊のコンビからみて、

(17) 弘曰若即取彊十月奉錢三百 五頁 三七・六

も、令史弘關係の文書として登録しておこう。尉史彊が署

名發送した文書の封検が、このほかに一例存するのであるが、私のこの小研究に重要なかきを提供してくれるものであるので、もう少し後に取上げることにはしたい。令史弘の共同署名人には、尉史彊のほかに尉史信がある。即ち

(18) 令史弘尉史信 四頁 四四・三

がそれである。これは今の並列點にあたるもので、この下には尉史某の名が記されていたと思われる。尉史信はこの簡以外に見出されぬようである。次に令史弘關係文書の最後の例として

(19) 令史弘校第廿三倉穀 十月簿餘穀磅種大石六十一石八斗

三升大 三六頁 三六・七

を取上げることしよう。ここに第二十三倉というのは

第廿三隊倉河平四年十月吏卒廩名籍第年二 徐受 四六頁

一六・六一・六二・九三・七

●第廿三隊倉建平五年十一月吏卒當 食者案受穀簿 二五頁

頁 二五・七

の第二十三隊倉と同じものであろう。第二十三隊は前述の如く甲渠候官に屬し、ここには第二十三隊以下の若干隊を統轄する第二十三候も置かれていた。さらに上掲の三簡に

よって、ここには穀物倉庫が設けられていたことが知られるのである。このように厩と同じ名をもつ倉には、收虜倉・吞遠倉などがあり、いずれも甲渠候官に屬する⁵⁾。ともかく甲渠候官の所管區域には、甲渠候官の所在地をはじめ、第二十三・吞遠・收虜などの諸厩の所在地に穀物倉庫が設置され、邊疆の屯田で收穫した穀物や内地から運ばれて來た穀物を收藏し、時に應じて士卒や官吏やその家族に支給したのである。その出納は月毎に集計されたようである。

● 吞遠倉建昭三年二月當食案穀出入簿 四〇頁 一五・四

● 甲渠候官甘露五年二月穀出入簿 四九頁 八二・六

● 收虜倉河平元年十月穀出入簿 四四頁 一五・七

など多くの穀出入簿が見出されている。さきに掲げた第二十三厩倉のも同じく月毎の帳簿であって、一つは成帝の河平四年(BC二五)十月の吏卒陳名簿すなわち穀物受給者名簿であり、もう一つは哀帝の建平五年(BC二)十一月の吏卒當食者案(穀物配給豫定表?)と受穀簿である。さて簡(19)は令史弘が第二十三厩倉の穀物の現在高を調査した報告と思われるが、後半部の十月簿餘穀云々は、某年十月の穀物出納簿に記す穀物別の殘高を列擧したものらしい。稊程は

きびと解せられてゐる。この時、范弘は甲渠候官の令史として第二十三厩倉の穀物現在高を調査したのであるが、前掲の簡(4)や(17)のように、金錢の出納をしていることをも併せ考えると、彼は當時、甲渠候官の錢穀をつかさどっていたように思える。令史のうちで、このような經理事務を扱うものが、或は第一節に述べた主官令史と稱せられたのではなからうか。しかし錢穀を保管する倉には倉令史があったようであるから、官の字を倉の誤釋とみれば通じないでもない。これも一つの提案にすぎない。またこの簡(19)だから、令史弘を第廿三厩倉令史と考える説もある⁶⁾。上掲十九例は明らかに范弘に關係する文書であるが、次のものは果して范弘か否か斷定し難い。しかしついでを以て附記しておく。

(20) ☒ 候長忠敢言之謹 ☐ (弘發) 四頁 二三・三

さて范弘關係の文書を一萬點に及ぶ居延簡中から集めて來たものの、その得られた結果は、甲渠候官の尉史または令史であったことが確認できた程度であって、その發送文書に、月や日の干支まで記されていないながら、その年代までは決定できない状況である。そこで今まで列擧した范弘關係

文書から引出しうる限りの事項を點檢して、これら文書の時代性を明らかにしておきたい。

三

第一節に列舉した封檢類の簡の中から關係事項を探ることにしよう。簡(7)の呂憲については

(a) 臨木縣長呂憲 四六頁 一八五・七

があり、簡(9)の王憲については

(b) 有秩候長公乘王憲 四六頁 四八四・七六

(c) 書二封檄三 其一封居延井候一封王憲 十月丁巳尉史蒲

發 二五三頁 三四・五一

があるが、簡(5)の徐輔、簡(7)の王忠國・李勝についてはこれらの簡以外に知る所がない。呂憲・王憲については關係簡があるとはいっても、上掲のものだけでは何等時代決定のかぎを與えてくれない。しかし、たまたまこの兩人を含む別の簡が見出されているのである。即ち

(d) 書五封檄三 二封王憲印一封孫猛印一封咸宣印一封王亮印 二封呂憲印一封王彊印 二月癸亥令史唐奉校 二三頁

二四・四

がそれである。令史唐がどこの候官の令史か明らかでないが、令史弘が取扱ったのと同じ人（呂憲および王憲）の文書を取扱っていることからみて、令史弘と令史唐は同時代人と考えてさしつかえないであろう。従って令史唐あるいはこの令史唐の文書に見える六人の封印者の中、誰か一人の時代が判明すれば、令史弘の時代も決定できるわけである。さてこれら七人の中で、令史唐と咸宣はこの簡のみに見られる。従って何等かの連鎖の役をしてくれるのは他の五人であるが、呂憲と王憲とは、前述のように關係簡があるにはあつても、あまり問題を發展させてくれない。もっとも簡(c)の署名人である尉史蒲を手がかりにして

(e) 五月戊寅尉史蒲敢言之丁丑直符倉戸皆完毋盜賊發者 三頁 二六四・九

(f) 三月丙申尉史蒲封 二五六頁 一八六・六

(g) 尉史蒲付俱起際 二三四頁 四四・九

の三簡を提供することができるが、これとても時代決定のきめてにならない。結局、残りの三人について關係簡を探してみよう。まず孫猛は

(h) 甲渠言士吏孫猛病有瘳視事言府 一事一封 二四三頁 二六・三

(i) □取拓負士吏猛錢已收□□□ 三三頁 五六・二

なる簡があつて、甲渠候官の士吏であつたことがわかるだけである。次に王彊に關しては

(j) 昭武騎士益壽里王彊―屬千人霸五百僊士吏壽 四三頁 五六・二

一三

(k) 鉞庭障長王彊三月奉錢千三百 三〇頁 二九・二六

(l) 候長王彊王霸坐毋辯護不勝任免移名府 一事一封 八

月丙申掾彊封 一頁 三二・二

の三簡があげられる。これらから王彊が張掖郡昭武縣益壽里の出身であること、騎士より甲渠候官所屬の鉞庭障の長となり、その時の月俸が千三百錢であつたこと、さらにその後、どこかの候長に昇任したが、不適格のために免職になつたことなどが知られる。騎士であつた時の直屬上官の千人(職名)霸・五百(職名)僊・士吏(職名)壽、王彊と同時に免職になつた候長の王霸や、その免職辭令を取扱つて都尉府に届けた掾(職名)彊などが王彊の同時人として浮び上つてくる。この中で王霸については

(m) 甲渠^(十カ)□吏□累障長王霸二年 自言共爲居延民范上請罷卒

黃利衣錢千七百 三三頁 五六・三

(n) 出莢三石 四月庚辰候長霸食糞他六匹行塞重廩宿匹二錢

三四頁 A 二八・二

が見出されるが、その人に關しては連鎖がないようである。掾彊は令史弘とコンビの尉史または令史の彊と同一人なのかも知れないが想像にとどまる。ともかく王彊についても時代のきめてを求めることは、上來列舉した簡からは困難といわねばならない。最後のたのみは王亮であるが、果して時代を決定してくれるであろうか。

改めていうまでもないことだが、われわれは居延簡の原物は勿論、寫真すらも見る事ができない。ひたすらに勞餘氏の「居延漢簡考釋」をたよりにして研究をつづける有様である。さて勞氏の考釋には一九四三年、太平洋戦争の最中に公刊された石印本(釋文四冊と考證二冊よりなる)と戦後、一九四九年に出版された活字印本(釋文二冊が公にされただけで考證は未刊である)がある。しかし石印本の方は勞氏自ら原紙に筆を執つたが、他人の書いた部分には誤寫改寫もあり、活字印本の方は勞氏の改訂稿をもとにしてゐるが、勞氏は全く校正をしなかつたという(七月八日勞氏談による)から、いずれも勞氏の釋讀を十分に示す

ものではない。近き將來、信頼するに足る考釋を公刊されることを確約しておられるが、今の所はこの二種の考釋にもとずいて研究するしか仕方がないのである。そこで本題に立返つて、簡(d)の王亮について考えてみるわけであるが、石印本も活字印本も、この場合、全く一致して王亮に作っているから、原簡もそうであろうかと思われる。もしそうだとすると、實はこの人は本簡のみにあらわれるだけで、他簡には全く見えない人ということになる。しかし前述の如き兩種の考釋の成立過程を考慮に入れるならば、原簡に王亮とあったのを王亮と誤寫したのでなからうかとも思われる。というのは前にいうべくして伏せておいた令史弘の共同署名者である尉史彊に關する文書に

(o) 其一封居延都尉章 一封王充印 五月戊戌 尉史彊奏發
三三頁 二五八

があり、これは兩種考釋ともに王亮に作っている。そうすると令史弘文書に見える呂憲・王憲と共在する簡(d)の王亮は、令史弘の共同署名人尉史彊の文書に見える王亮と同一人と考えてさしつかえなからう。

四

令史弘から出發して、遂に王充關係の文書を調査することになったわけであるが、居延簡中に王充と明記するものには、上掲の簡(o)のほかには次の三簡がある。

(p) 里王充 四三頁 二三・元

(q) 俱起縣王充即在宜穀 第廿二縣長馬蓋宗在元城 第廿八

縣長王常富在新實 延年□□□□五年□地十□一九頁

五三

(r) 候長王充粟三石三斗三升少 十月庚申卒護取 馬食榜種

五石八斗 十月庚申卒護取 元資 二・三

簡(p)は王充の名稱の斷簡らしいが、惜むらくは里の字以上が釋讀されていない。簡(q)は後文より考えて、俱起縣の下に長の字が落ちてゐるようである。俱起縣は簡(g)にも見えるが、後文の第二十二縣・第二十八縣と同じく甲渠候官所屬の縣である。それぞれの縣長が宜穀・元城・新實に出張あるいは歸省したことを報告した文書のように思われる。この文書の王充と宜穀の關係から推して

(s) □爲誰充云月廿日甲午昏時私歸宜穀田舍乙未暨男子萬順

日不與市□ 三頁 二七・六

の充も王充と認めることが許されるであらう。彼は甲渠候官の俱起縣長から候長に昇任したが、簡(r)にはその候名を缺いている。しかし彼に代って、彼の食糧と馬糧を受けた卒の護なるものが、

(t)第四縣卒虞護 妻大女胥年十五 弟使女自始年十二 □

未使女算者年五 見署用穀四石八斗一升少 三頁 一四・三
の虞護であるとすれば、王充はこの時、第四候長であったわけである。前にも述べたように、第四縣は甲渠候官に屬し、ここには第四候が併置せられ、第四縣より第九縣までの六縣を統轄していたのである。さて王充が第四候長であったことは、單なる想像でなくして

(u)□候長充 六月甲子盡癸巳積卅日と迹從第四縣南界北盡

第九縣北界毋越塞闌出入天田迹 二頁 六七

によって完全に實證されるのである。即ちこの簡は候長の充が某年の六月一日から三十日までの三十日間、毎日その管轄區域である甲渠候官第四縣の南界(すなわち第三縣との境界)から北の方、第九縣の北界(すなわち第十縣との境界)までを哨戒した結果、塞をこえて不法に天田(一定

のはばに砂をかきならしておき、密出入者があれば足あとが残るようにしかけたもの)を出入した足跡のないことを上級官廳すなわち甲渠候官に報告した文書である。これは前掲簡(8)にいう候長日迹課(課の字は簿の誤)に當るものであって、候から候官に毎月報告せられ、候官からさらに都尉府へ傳送されたのである。この報告にもとずいて候長の勤務日數(當時の用語で勞という)が五割増に計算されたことは、居延簡中より發見された「北邊掣令」三頁、二〇・六その他)その他によって知られる。因みにかかる候長の日迹簿は、いうまでもなく候の書記である候史が作製したのであるが、これを上級官廳に届ける時には、次のような形式の文書が添えられた。

五鳳五年二月丁酉朔乙丑甲渠候長稍敢言之謹移日迹簿敢

言之(画)／候史定(背) 三頁 二六・二

候官ではこれを受取って、令史が封緘して封檢に宛先(甲渠候官なれば居延都尉府)と内容と發送の月日(日は普通干支で書く)と取扱人の官職と名を記す。簡(8)はその例であるが、前半を欠いている。この封檢には二事集封とあるから、宛先の下に、もう一件の文書内容が記されていたは

すである。封檢のことを述べたついでに注意しておきたいのは、取扱者の名の下に「封」と記すものと「發」と記すもの（簡(7)・(9)・(20)など）とがあることである。封と發が同義か否か、今の私には決しかねている。同義とすれば、簡(0)の場合、王充は居延都尉府あるいは居延候官に勤務していたことになり、尉史彊も居延候官の尉史ということになる。従って尉史彊とコンビの令史弘も居延令史と考えねばならなくなる。そうなると影響する所があまりに大きいので發を封と同義とすることが躊躇される。それでは發というのは如何なる意味かということになるが、あまり適確な解釋がみつからない。或いは他の候官から來た一括文書を配達の都合上、一度開封して改めて書囊に入れかえ、新しく封檢をかく場合があったのではなからうか。そしてこの場合は初封と區別するため、また責任を明らかにするために發と記したのではなからうか。もしそのように解すれば、簡(0)に居延都尉印の文書と甲渠候長王充印の文書が共に在していることも、甲渠候官尉史と推定される彊が取扱者となっていることも不都合ではなくなる。従って尉史彊とコンビの令史弘を居延候官令史と考えなくともすむわけ

ある。少しく落着きがよくないが一應、封と發を區別しておきたい。簡(d)の奉校というのも、いま提起した發の意味に解せられるようである。發をこのように解しても、なお理解し難いのは簡(9)である。宛先の居延尉丞は居延都尉府の丞と考えられる。しかるに同じ居延城にあったと思われる居延倉の長からの文書を、甲渠候官令史の弘が「發」しているのである。結局、これは居延倉長の居延の二字が誤釋されていると解するより仕方なからう。

次に王充關係の文書中、最も重要なものをあげよう。これこそは王充の時代、従って令史弘の時代をも語ってくれる簡なのである。

(v) 甘露四年七月甲子甲渠候長充以私印行候事敢言之府移左
農右 五頁 三三・三

これは甲渠候官第四候長の王充が、候すなわち甲渠候官の長官の事務代理をして、上級官廳の居延都尉府へ送った文書の斷片である。ここに私印とは官印に對する語で個人の姓名を刻した印章であって、簡(0)にいう王充印とあるのがまさにそれである。さてこの文書には紀年があつて、宣帝の甘露四年すなわち紀元前五十年のものであることが知ら

れる(この年の七月甲子は十九日である)。この一簡の出現によって、今まで列擧して來た數十の關係簡の年代も推知できることになったわけである。従つてそれらの簡に見出された人々、令史弘をはじめ尉史彊、尉史信、尉史蒲、尉史憲、令史唐、呂憲、王憲、王忠國、李勝、王霸、孫猛、咸宣、徐輔、徐遷、鄭彊、虞護等々が、紀元前五十年前後の人であることが明らかになった。さらに精査して、連鎖を擴大するならば、なお若干の簡と人との年代を甘露年間ないしはその前後のものとすることができであろう。

前回の特集號で關喬夫王光を取上げた時には、□□元年十一月壬辰朔という、年號は不明であるが年數と月とその朔の判明している簡から、缺字が甘露であることをさぐり出したのである。今度は令史弘の時代を求めて、彼自身の關係簡からは直接決定できず、遂に連鎖をたぐつて王充の一文書から、令史弘の年代を知ることができた。そして奇しくも令史弘が關喬夫王光と同じく甘露年間の人という結果を得たのである。それはともかくとして、簡(v)によって王充が甘露四年に甲渠第四候長であつたことから、もう少し明らかにしうる事柄がある。それは簡(u)の候長日迹簿の

年代である。前述の如く、これは月毎に報告するいわゆる月言簿で、この簡には六月甲子盡癸巳積三十日とあつて、

この年の六月が大であること、その朔日が甲子、晦日が癸巳であることが明らかに讀みとられる。そこで甘露四年あるいはその前後の年で、この條件を満足させるのは何時かを調べておこう。「三正綜覽」によると、甘露元年(紀元前五三)の六月が大の月で、しかもその朔日が甲子とあるから、簡(u)には年號を記していないが、躊躇することなく甘露元年六月の甲渠候官第四候長王充の日迹簿と斷定することができるのである。それからもう一つ、簡(v)に王充が第四候長として甲渠候官の長官の代理をしていることからみて、甲渠候官がこの第四候際に在つたのではないかと思われるのである。これは將來の研究課題として、今はただ問題を提出するにとどめる。なお王充が否か確言できないが、(w)萬歲候長充 受官錢它課四千負四等^(第九) 毋自言堂堽者第一得七算 相除得三算 第一 四六頁二〇六四

(x)兼令賜充責勞謹 六頁四六四三

の二簡のあることを附記しておこう。簡(w)の萬歲候は甲渠候官に屬するが、もし充が王充とすれば、恐らく第四候長

となる以前に萬歲候長の職にあったかと思う。この簡は考課を記したものでらしく、マイナス四算、プラス七算でさしひきプラス三算ということはわかるが、そのマイナスとなりプラスとなる事柄は十分に讀解されない。簡(x)は前に述べた勞すなわち勤務日數の加算を賜わったことを記しているようであって、居延簡中に散見する賜勞名籍に當るものであらう。⁹⁾

令史弘文書群について、なお説きたらないことが多いが、既に紙數も盡きたようであるから一先ずこれを以て筆をおくことにする。

(一九五五・七・一〇勞輸氏を京都縣に見送つた夜に脱稿す)

註

①勞輸「居延漢簡考釋」(國立中央研究院歷史語言研究所專刊之二十一、一九四九年、商務印書館刊)による。頁數は同書のそれである。なお頁數の下に數字は、簡の整理番號であつて、最近に勞氏から承つた所では北京大學の傅振倫氏が整理した時に附けられたものという。番號は上下二つあるが、上のもの(この簡(1)でいえば一二三)は發見者ベルグマンが簡を袋に入れた、その袋の番號であらうが、下の番號(簡(1)では二八)は明らかに傅氏の附けたものである。なお簡(7)の如く上下番號の二種あるのは、本来一簡であつたものが、二片に割れていたのをつなぎ合わせたことを示す。上下番號の三種あるものも之に準ずる。

②藤枝晃「長城のまもり」(一九五五年、自然史學會刊「遊牧民族の研究」所收)二九六頁。

③米田賢次郎「漢代の邊境組織」(本誌十二卷三號所收)五九頁以下。

④王國維「屯戍叢殘考釋」(「流沙墜簡」所收)二二頁。

⑤このほかに第廿六・廿五倉五鳳五年五月穀出入簿(五〇〇頁一〇・一)という簿檢から、第廿六倉・第廿五倉のあつたことが知られるが、これらの倉が序數名であることからみて、やはり甲渠候官に屬する倉と考えられる。そうすると第廿三倉と一際をへだてた所に、連續して二際ともに倉があつたことになり、この附近には何か特殊の事情が存したらしく感ぜられる。廿六・廿五倉を除けば、本文で述べたように、甲渠候官の管區内には候官(第四際)の位置ではないかと思う。本文末尾參照)と第廿三際、吞遠際、收虜際に倉のあつたことが出土漢簡によつて知られている。甲渠候官に屬する際は、序數名の三十八際のほかに五十六際が数えられる(前回漢簡特集號所收の伊藤道治「漢代居延戰線の展開」四四頁)から、二十數個の際に對して一個の兵站倉庫という割合である。このように考えてみると、さきの第廿六・廿五倉は何かの誤釋ではないかとの疑いが起らぬでもない。廿五が廿三の誤と解するにしても、上の廿六がとき難い。ここではただ疑問を提出するに止めねばならぬ。

⑥藤枝晃「漢簡職官表」(「京都大學人文科學研究所創立二十五周年記念論文集」所收)六五一頁、倉令史の注。

⑦候長王充の日迹簿の年代を決定したたので、勢をえて次の二簡も同様の方法で、年代決定をためしてみた。その結果

居延候史李根之 三月辛亥迹盡丁丑積廿七日（下略）（二〇〇頁二〇六・二）

は元帝の建昭四年（紀元前三五）のものであり、

候長式光候史拓 十月壬子盡庚辰積廿九日（下略）（一九頁二四・

一五）

は昭帝の元鳳四年（紀元前七七）のものであることが明らかに
なった。

⑧ 甲渠候官第四候長が甲渠候官長の事務代理を行っていることから、直ちに甲渠候官の位置を第四候（第四隊でもある）に擬定するの
に、不都合な史料がある。それは

次行塞謂第十隊長由兼行候事 四六頁二六四・一

● 候詣府謂第七隊長由兼行候事一事一封 一五二頁二一四・三五
の二簡である。後簡の七は十の誤釋（隸體では七と十はまぎらわ
しい）と思われるが、ともかく第十隊の長の由なる者が候すなわ
ち候官の長の事務を代理していることからみて、甲渠候官は第十
隊に在ったとも推定できるのである。第十隊は本文にも述べたよ
うに、ここには第十隊より第十六隊までの七隊を統轄する第十候
が併置されていた。そうすると、ここには第十候長もいたはずで
あるから、候官長（候）の事務を代理するとすれば、隊長よりは、
その上級官の候長こそ候官長の事務を代理すべきではなからうか
と疑われるのである。候官長も候長も不在であるとしても、候官
ならば士吏も数名いたはずである。隊長が候官長の事務代理をし
ているとすれば、よほど特殊な事情があったと想像される。もし
行候事が行候長事の意と解しうるならば、隊長が候長の事務代理

をしたという、きわめて普通の事柄となり、従って甲渠候官が第
十隊に在ったとするにも及ばなくなるのであるが、候をそのまま
で候長と解するのは武斷のようである。やはり將來の課題に残さ
ねばならない。

⑨ 五鳳三年十月甲辰朔甲辰居延都尉德〔丞〕延壽敢言之甲渠候長漢
書言候長賢日迹積三百廿一日以令賜賢勞百六十日半日謹移賜勞名
籍一編敢言之 五七頁一五九・一四

この文書は宣帝の五鳳三年（紀元前五五）のデイトをもち、令史
弘や王充の時代のものである。居延都尉府から恐らく張掖太守府
へ上申した文書と思われるが、甲渠候官所屬の某候長の賢なる者
に勤務日數の加算を賜與せられんことを申請したものである。三
百廿一日は恐らく五鳳二年の十月一日より五鳳三年九月末日まで
一年間内の實働日迹日數であろう。そしてその五割に相當する百
六十日半日が賜勞というわけである。（大庭脩「漢代における功次
による昇進について」前回特集號所收）。このほかに

● 右以令秋射二千石賜勞名籍及令 四九〇頁四九一四および四九
五頁二六七・一

は秋季の弓射の成績による賜勞の名籍である（大庭前掲論文參照）。

Documents of Ling-shih Hung (令史弘)

S. Mori

Etsin-gol MSS. (居延漢簡) found at Kharakhoto amount to even ten thousand and mostly are fragmentary. It would be very difficult to put them in order. Here the writer wishes to suggest one approach to this purpose. He has collected as many documents as possible concerning Ling-shih Hung (令史弘). He believes that it is possible to make several reasonable groups of documents by thus centering them in such and such individuals.